

Q&A
週休2日促進工事に関して
(R7.1.10時点)

長崎県土木部建築課

○対象期間について

(問1) 祝日は対象期間に含めてよいのか？

(答) 営繕工事では、祝日は対象期間から除外していませんので、現場閉所(現場休息)されると週休2日の対象とすることができます。

○休日について

(問2) 休日には土木の週休2日モデル工事のように元請技術者は休暇でなくて良いのか？

(答) 営繕工事では、元請技術者の休暇については定義していませんが、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された(現場作業が無い)状態を確保してください。

(問3) 週休2日の達成はどのように判断するのか？

(答) 通期の週休2日の場合と月単位の週休2日の場合について、補足資料の3. 別添資料を参考に判断してください。

○発注方式について

(問4) 分離発注される場合、全ての工事の受注者が合意しないといけないのか？

(答) 令和3年4月1日以降に起工する営繕工事においては、従来の現場閉所に加え、現場休息の考え方が試行要領に追加されていますので、発注工事案件ごとに週休2日の取組が可能となります。

○補正について

(問5) 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか？

(答) 営繕工事の週休2日促進工事において、国の取り扱いと同様に、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

(注意) 標準仕様書の 1.3.5 施工条件に従い施工の見積を徴収しているものは、週休2日促進工事の補正増減のために見積を取り直す必要はありません。

(問6) 物価資料では、複層塗材は吹付工事に分類されているが、表A-2建築工事の補正率には吹付工事がない。補正は行わないのか。

(答) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版において、仕上塗材等の吹付材は、左官工事に分類されていますので、表A-2の左官工事での補正になります。

表A-2の摘要欄に対応した補正率を採用してください。

○工事成績評定における評価について

(問7) 土木の週休2日モデル工事と同じように評価するのか？

(答) 土木工事と評価は異なります。「長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に関する補足資料の5.に従い評価してください。同資料<別紙>を参照ください。

○工事着手日について

(問8) 工期の起算日とは別に、工事着手日は何をもって着手日と判断するのか？

(答) 現場閉所(現場休息)率の算定に必要な工事の対象期間の起算日が工事着手日です。

工事着手日とは、試行要領で「現場に継続的に常駐した最初の日」としており、国の通知と同様です。「現場に継続的に」拘束されず、現場への資材の搬入、現場への仮設の設置(工事看板の設置を含む。)についても着手日と考えられますので、判別できる資料や記録を残しておいて下さい。

○現場閉所(現場休息)の判断について

(問9) 施設側の都合等で土日等(現場閉所(現場休息)予定日)に特定の作業が必要となった場合は休日(現場閉所(現場休息)日)に数えてよいか？

(答) 不測の事態等により予定工程に変更(土日作業等)が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について協議を行ってください。不測の事態等のうち、以下にあげる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等(現場閉所(現場休息)予定日)に特定の作業を行った場合においては、休日(現場閉所(現場休息)日)として取り扱うものとします。

ア.発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

イ.現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

ウ.周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

○現場休息について

(問10) 現場休息は現場閉所と比べて、何か注意することはあるか。

(答) 基本は現場全体が休日となる現場閉所です。やむを得ない場合に現場休息を検討してください。

監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任し

ている受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う必要があります。

また、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する必要があります。

○その他

(問 11) 国のQ&Aはあるか。

(答) 末尾に国のQ&Aを記載します。長崎県の取扱いと異なる部分があるので、ご注意ください。

Q&A(国土交通省)

週休2日促進工事に関して(最終更新日:令和6年6月25日)

⑩長崎県と異なる部分があります。ご注意ください。

○ 対象工事及び対象期間について

問1 すべての営繕工事を週休2日促進工事の対象とするのか。

(答)

平成30年4月1日以降に入札手続を開始するものから、原則すべての営繕工事を、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」の対象とすることとしています。(ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができるとしています。)

なお、令和6年4月1日以降に入札手続を開始するものからは、従前からの取組である工期全体をならしての「通期の週休2日」の確保を必須としたうえで、「月単位の週休2日」の確保の促進に取り組むこととしています。「月単位の週休2日」については、原則として新築工事は発注者指定方式とし、その他の工事は受注者希望方式として発注することとしています。

⑩長崎県では、令和7年4月1日以降に起工するものから通期の週休2日、月単位の週休2日の制度を適用します。詳細は「長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」を参照してください。

問2 受注者の責によらない事由により現場閉所(現場休息)が実施できず(代休の確保もできず)、「月単位の週休2日」を確保できなくなった場合は、労務費の補正額は減額されるのか。

(答)

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」の2.(2)対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において「月単位の週休2日」を確保した場合は労務費の補正額は減額されません。(対象期間において「月単位の週休2日」が確保できず「通期の週休2日」を確保した場合は、「通期の週休2日」に対応する補正係数に変更し、労務費の補正額は減額されます。)

天災(豪雨、出水、土石流、地震等)のために突発的な対応が発生した期間も、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間に該当することが考えられますので、受発注者間の協議により、これに該当すると認められる期間を決定します。

⑩長崎県では、通期の週休2日の補正を行った状態で発注します。通期の週休2日を達成できない(希望しない)場合は、補正分を減額いたします。また、月単位の週休2日を達成すれば増額となります。

問3 土木工事では、週休2日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わない理由如何。

(答)

営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。週休2日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休2日を考慮した費用が算出されるため、別途補正を行う必要はありません。

また、営繕工事における機械経費（賃料）についても、週休2日を前提としたうえで、例えば、タワークレーンは工事ごとの施工条件に即した存置日数に対する賃料を見積りによって計上しており、また、使用時のみ現場に搬入するホイールクレーンはスポットでの稼働日分に対する賃料を物価資料の掲載単価により計上しています。このため、週休2日を考慮して、別途補正を行う必要はありません。

問4 週休2日に取り組む場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

(答)

営繕工事における現場管理費及び一般管理費等は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。

また、現場管理費の算定式は工期に応じて費用を算出するものとなっており、週休2日を前提とした工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。

○ 労務費の補正について（見積単価の取扱い）

問5 見積単価は補正係数による労務費の補正の対象にならないのか。

(答)

「週休2日促進工事」において、見積単価は、週休2日を条件として収集した見積価格等を参考に設定することとしているため、補正係数を用いた労務費の補正の対象外としています。

○ 積算方法について

問6 労務費補正分を減額変更する場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

(答)

当初請負比率を乗じることになります。

○工期設定について

問 7 週休2日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。

(答)

営繕工事においては、週休2日を前提とした工期を設定することとしています。また、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。

なお、新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考とすることとしています。